

# 除雪について

# 市民の皆様への8つのお願い



## 1 出入口の除雪は 各ご家庭で 行いましょう。

迅速な除雪を行うため、各家庭の生活時間に合わせた除雪はできませんので、道路から玄関までの出入口の確保は、各ご家庭でお願いいたします。



## 2 路上駐車はやめましょう。

路上に車があると、除雪の妨げになり、道幅が狭くなり、事故などの原因になりますので絶対にやめましょう。

※車庫法により規制されており、違反した場合は、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。



## 3 道路への雪出しはやめましょう。

除雪後道路に雪を出すことにより、路面が凸凹になり、事故などの原因となりますので絶対にやめましょう。

※道路法、道路交通法により規制されており、道路法に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、道路交通法に違反した場合は、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられます。



## 4 車道や歩道に物を 置かないようにしましょう。

車道や歩道に障害物（車庫入口の踏台・看板用ブロック等）があると除雪ができなかったり、機械の損傷となるため置かないようにしましょう。

※道路法、道路交通法で規制されています。

## 6 雪堆積場にゴミを 持ち込むのはやめましょう。

## 7 道路の雪山に 登るのはやめましょう。

## 5 除雪車には、近づかないで下さい。

除雪中は大変危険ですので、近寄らないで下さい。

## 8 深夜作業にご理解を お願いいたします。

地域で助け合い、皆様のご協力をお願いいたします。

北見市



# 除雪のお問い合わせ

## 除雪センター

# TEL 69-1778

## 道路管理課

TEL 24-9311  
FAX 24-2316  
メール [doro@city.kitami.lg.jp](mailto:doro@city.kitami.lg.jp)

開設期間:12月1日から3月31日まで

※開設期間以外の除雪のお問い合わせは道路管理課まで

端野・常呂・留辺蘂自治区の  
除雪のお問い合わせは  
各総合支所建設課まで ▶

端野建設課 56-4004  
常呂建設課 0152-54-2116  
常呂除雪センター 0152-54-2872  
留辺蘂建設課 42-2464

国道のお問い合わせは...  
北海道開発局  
網走開発建設部 北見道路事務所  
TEL 36-2281

道道のお問い合わせは...  
オホーツク総合振興局  
網走建設管理部 北見出張所  
TEL 25-7311

お電話はお掛け間違いのないよう番号をご確認の上、お問い合わせください。



## 便利で手軽な!メール配信システム 「メール@きたみ」を ご利用ください

### 配信情報

◎**緊急情報** ※ご登録頂いた全ての方に配信されます。

イベント情報・くらしの情報・消防からのお知らせ等

除雪に関する情報も  
随時配信いたします。

※北見、端野、常呂、留辺蘂の各自治区ごとに選べます。

### メールの登録方法

メール配信をご希望の方は、以下のメールアドレスへ空メールをお送りください。携帯電話でドメイン指定受信(迷惑メール対策・受信拒否等)を設定している方は、「[info.city.kitami.lg.jp](mailto:info.city.kitami.lg.jp)」のドメインを受信できるように指定してください。数分で仮登録メールが届きます。メールの内容に沿って本登録を行ってください。

[touroku@info.city.kitami.lg.jp](mailto:touroku@info.city.kitami.lg.jp)

空メール → 仮登録 → 本登録 → 登録完了

右記QRコードも  
使用できます



【登録についてのお問い合わせ】 防災危機管理室 ☎25-1171 / 市民の声をきく課 ☎25-1123